

運輸安全マネジメント評価報告書（第1回）

事業者名称：

いわくにバス株式会社

評価実施場所：

山口県岩国市日の出町 3-10

代表者氏名：

代表取締役社長 上田 純史

評価チームリーダー：

運輸安全調査官 島添 勝博

総評：（詳細項目は別添参照）

【評価事項】

貴社における安全管理体制の構築及び改善に関する取組については、経営トップを始め社員が一丸となって安全の確保に取り組んでおり、以下に掲げる項目については、見直し・改善がなされており、評価します。

- ① 経営トップは、運輸業界全体の今日的な課題でもある人材不足や運転手等の高齢化や自然災害・感染症対策等、自社を取り巻く安全管理体制上のリスクに対し全社一丸となって対応を図るため、毎月の給与明細にメッセージを記載することによる社員の安全意識の向上や自社の経営状況及び安全サービスへの取組意識の向上、自然災害対応については、大規模震災に備えたBCP（事業継続計画）の策定、中国地方整備局主催の小瀬川水防災タイムライン検討会への参加等、強いリーダーシップを持って、自社の安全管理体制の向上に向けた取組を推進されていること
- ② 経営管理層自らが社員とのコミュニケーションに努めることによる社内の安全意識の醸成や課題を把握することで社員のモチベーションの向上を図るなど、社外を含め縦断的・横断的な情報伝達及びコミュニケーションの確保が行われていること
- ③ 技能要員の教育・訓練として、クレフィール湖東交通安全研修所への参加については、PDCAサイクルを活用した取組であること

【助言事項】

一方、安全文化の構築と定着を図り、安全性を段階的に向上させるためには安全管理体制の継続的な改善及び不断の取組が不可欠であることから、引き続き、経営トップが主体的かつ積極的に関与して頂くとともに、以下に掲げる項目について、更なる取組を講じることについて、ご検討下さい。

- ① 1年間の安全に対する取組の結果について必要なインプット情報を整理する際に、経営トップを含む関係者で確認・検討・総括するとともに、改善が必要と認識された事項については次年度の取組計画へ適切に反映させることにより、安全管理体制の更なる向上に努められること

【期待事項】

また、助言事項までには至らないものの、今後取組を推進されることで更なる安全管理体制の向上が期待される項目について、以下に記載します。

- ① 今後は、内部監査要員が例えば内部監査の実施経験、外部セミナー等を通じて力量の更なる向上を図り、内部監査の充実、有効性の向上につなげること
- ② 自然災害対応 自然災害対応について、現在検討されている BCP の見直しに伴い、自然災害対応訓練の実施を検討すること
- ③ 自社ルールを含めた関係法令等の遵守の確保に係る取組を実施され、運転士の勤務時間を適時・的確に把握されるとともに、経営管理部門においては、関係法令等の遵守を阻害する要因を適切に把握・管理し、その結果に応じて取組の見直し・改善を講じるなどにより、安全管理体制のさらなる向上が図られること

署名：評価チームリーダー（運輸安全調査官）

島 添 勝 博

備考

Ref. No.2021V02(B)

評価日：令和3年6月22日～23日

項目別評価結果一覧

事業者名称：

いわくにバス株式会社

評価実施場所：

山口県岩国市日の出 3-10

代表者氏名：

代表取締役社長 上田 純史

評価チームリーダー：

運輸安全調査官 島添 勝博

(1) 経営トップの責務

主な評価のポイント

- | | |
|----|---|
| 1 | 関係法令等の遵守と安全最優先の原則の内部徹底に係る主体的関与 |
| 2 | 安全方針の策定に係る主体的関与 |
| 3 | 安全重点施策の策定に係る主体的関与 |
| 4 | 重大な事故等への対応に係る主体的関与 |
| 5 | 必要な要員、情報、輸送施設等の使用に係る主体的関与 |
| 6 | マネジメントレビューに係る主体的関与 |
| 7 | 社員・職員の高齢化、輸送施設等の老朽化から生じる安全上の課題や自然災害等への対応等の課題の認識 |
| 8 | テロ、感染症への対応の課題の認識 |
| 9 | 安全方針の策定、周知、理解度等の把握、見直しに係る責務遂行 |
| 10 | 安全重点施策の策定、進捗状況等の把握、見直しに係る責務遂行 |
| 11 | 安全統括管理者への責任・権限の付与に係る責務遂行 |
| 12 | 要員の責任・権限に係る責務遂行 |
| 13 | 情報伝達及びコミュニケーションの確保に係る責務遂行 |
| 14 | 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用に係る責務遂行 |
| 15 | 重大な事故、自然災害、テロ等への対応に係る責務遂行 |
| 16 | 関係法令等の遵守の確保に係る責務遂行 |
| 17 | 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等に係る責務遂行 |
| 18 | 内部監査に係る責務遂行 |
| 19 | マネジメントレビューと継続的改善に係る責務遂行 |
| 20 | 文書の作成及び管理に係る責務遂行 |
| 21 | 記録の作成及び維持に係る責務遂行 |

評価コメント

経営トップは、経営理念として、お客さまに「安全・安心・やさしさ・選ばれる」バスサービスを継続的に提供します」とホームページに掲載し、以下の取組について主体的かつ積極的に関与していることが確認できました。

【社長からのメッセージ】

以下の情報を毎月の給与明細に記載することで、社員の安全意識の向上や自社の経営状況及び安全サービスへの取組意識の向上を図っている。

- ① 年間指導計画及び月間努力指標（4月：思いやり運転の実施（子供や高齢者等の交通弱者の保護、交差点付近や横断歩道での歩行者や自転車の確認を徹底）、5月：かもしれない運転の徹底（危険を予測して、減速・徐行・一旦停止）の周知等
- ② 当月の具体的な収入状況及び対前年比較
- ③ 社員へのお願い（こまめな手洗いによる健康維持、利用客減少による段階的な減便による勤務時間変更への理解及び協力へのお願い、運賃が給与の元であることを意識して利用者へ感謝の気持ちを持つ等）

【運転者の人材確保・高齢化への対応】

- ① 中途採用者運転免許取得補助制度の活用を図るとともに、高校卒業後と同時に入社した社員を将来の運転士へ養成しながら 3 年目に二種免許取得させるなど、運転士不足の解消に向けた取組を実施
- ② 高齢運転士の特性に応じた勤務形態を検討・実施（早朝勤務等、本人の希望に配慮）
- ③ 運転者不足に対応するため、上田社長自身がバス乗務を実施

【安全投資】

- ① 岩国市から賃料免除となっていた本社建物を経営責任の自覚・明確化のために自社で購入
- ② 経費削減をしつつ、安全を維持するため、信頼のおける近隣のバス会社から程度の良い車両を購入
- ③ 自動洗車機への更新により、洗車作業時間を効率化し、運転士の労働時間短縮を実現

【関係法令等の遵守と安全最優先の原則】

- ① 自社の HP において、過去の法令違反について公表し、社長の責任として業務改善に取り組んで行く考えを公表
- ② 法令順守徹底に向け、自社内にチェック体制を構築し、過労運転防止に向け、運転時間を厳正に管理
- ③ 飲酒運転防止に向けて、点呼時のアルコールチェックを厳正に実施

【経営管理部門との連携及び現場とのコミュニケーション】

- ① 経営トップが日頃からバスに乗務していることから、社員との必要なコミュニケーションを確保。また、経営トップも自身で課題を見つけて、出来る範囲で改善への取組を実施
- ② 毎月一回開催している安全衛生委員会（社員代表が意見集約している）において社内の意見を集約
- ③ 社内の横断的な情報伝達・コミュニケーションについては、**Microsoft365** ツール、**Salesforce** などクラウドソフトを使うことで、場所や階層にとらわれない、フラットなコミュニケーションを確保

【自然災害への対応】

事業継続計画を 2019 年 11 月 15 日に改訂し、基本的な方針を策定

- ① 基本的な方針は以下の通り。
 - ・社員自身と家族、お客さまの安全最優先
 - ・運行の維持および早期復旧
 - ・保有資産の保全

② 想定されるリスクは以下の通り。

- (ア) 「洪水（浸水域）」
- (イ) 「土砂災害」
- (ウ) 「高潮（浸水深）」
- (エ) 「地震」
- (オ) 「津波浸水想定」

なお、岩国市ハザードマップに基づき、災害リスクを想定している。

- ③ 対応体制については、社員が少人数であることから事故対応と同じく、基本的には全員で対応
- ④ 災害発生時の緊急連絡体制については、バスロケーションシステムを導入し、緊急対応指示は運転士に配布している業務用スマートフォンを活用
- ⑤ 防災品・燃料等の備蓄については、夜間勤務が無いことから備蓄は現在行っていないが、災害への備えの必要性は認識しており、今後行政と協議する意向
- ⑥ 自然災害対応を担う要員の教育・訓練については、**2020** 年度に中国運輸局主催のセミナー（**2021** 年 1 月 12 日開催防災指針等説明会）に社員を派遣
- ⑦ 地方運輸局等、国の機関との連携については、令和 2 年度に中国地方整備局太田川河川事務所主催の小瀬川水防災タイムライン検討会に参加し、防災意識向上に向けた取組を実施

また、運転士不足に対応するため、経営トップが日頃からバスに乗務することにより、現場の課題、環境上の問題点等を自ら体感・確認し、具体的な改善・改良に繋がっていることも確認できました。

上記、経営トップは、運輸業界全体の今日的な課題でもある人材不足や運転手等の高齢化や自然災害・感染症対策等、自社を取り巻く安全管理体制上のリスクに対し全社一丸となって対応を図るため、毎月の給与明細にメッセージを記載することによる社員の安全意識の向上や自社の経営状況及び安全サービスへの取組意識の向上、自然災害対応については、大規模震災に備えた BCP（事業継続計画）の策定、中国地方整備局主催の小瀬川水防災タイムライン検討会への参加等、強いリーダーシップを持って、自社の安全管理体制の向上に向けた取組を推進されていることから、評価します。

また、安全管理体制の構築・改善にあたっては、経営トップの主体的関与が必要不可欠であることから、引き続き、経営トップが、積極的にリーダーシップを発揮され、更なる輸送の安全性の向上に向け、主体的に関与することを期待します。

さらに、自然災害対応について、現在検討されている BCP の見直しに伴い、自然災害対応訓練の実施を検討することを期待します。

上記訓練においては、実施後の訓練内容の見直し・改善を通じて、順次、定期的な対応訓練、運転士も含めた全社的な訓練等、さらなる効果的な訓練の検討に繋げ

ることも期待します。

【新型コロナウイルス感染防止に向けた取組】

新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、以下のとおり取り組んでいることが確認できました。

- ① 公益社団法人日本バス協会が公表している「バスにおける新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」に沿った対応を実施
- ② コロナ禍前からバスの清掃徹底（清掃専門社員）とバスの抗菌・抗ウイルス施工・オゾン脱臭を実施

(2) 安全方針

主な評価のポイント

P	1	事業者の全体的な意図、方向性、関係法令等の遵守、安全最優先の原則、安全管理体制の継続的改善等を明記した安全方針を策定
D	2	経営トップの率先垂範により事業者内部に効果的な周知を実施
C	3	安全方針の各要員への理解度・浸透度の把握
A	4	必要に応じ、見直し実施

評価コメント

安全方針については、以下の取組を実施していることが確認できました。

- ① 安全管理規程第三条に「輸送の安全に関する基本的な方針」として規定するとともに、別途、以下「安全綱領」を役員・社員の行動原則として定め、実質的な「輸送の安全に関する基本的な方針」（安全方針）としている。なお、この「安全綱領」は、経営トップ就任時に定め、以後の変更はない。

【安全綱領】

1. 安全は輸送業務の最大の使命である
 2. 安全の確保は規程の遵守及び執務の厳正から始まり不断の修練によって築きあげられる
 3. 確認の励行と連絡の徹底は安全の確保に最も大切である
 4. 安全の確保のためには職責をこえて一致協力しなければならない
 5. 疑わしいときは手落ちなく考えて最も安全と認められるみちを採らなければならない
- ② 安全方針（安全綱領）の社内（社員）への周知は、以下の方法により実施
 - ・ 事務所内への掲示
 - ・ 運転者への個人面談

また、経営トップは安全方針（安全綱領）については、教育などの場で周知するとともに、経営トップ自らが模範となり行動し、社員に行動・実践を示すことにより浸透を図ることが重要と認識していることが確認できました。

万が一、不測の事態が生じた場合において、常に社員が安全を優先した適切な行動ができる安全風土を醸成するためには、社員一人ひとりが安全最優先を明示

している会社の安全方針（安全綱領）を正しく理解し、意識し、実践することが重要です。

今後とも、社長自らが模範となり行動する取組みを継続されるとともに、例えば社員との意見交換の場や社内の情報伝達・コミュニケーションツール等を活用し、安全方針（安全綱領）の意味、良好な実践事例等を積極的に周知することにより、安全方針（安全綱領）の理解度・浸透度を向上させるための取組を推進され、さらなる安全風土の醸成に繋げることを期待します。

(3) 安全重点施策

主な評価のポイント

P	1	責任者、手段、日程等を含め以下の点についての状況等把握を可能とする、会社全体、各部門又は支社等での短期目標及び中長期目標の策定 ・安全方針に沿ったものであること ・自社の安全に関する具体的な課題解決に向けたものであること ・社員・職員の高齢化、輸送施設等の老朽化から生じる安全上の課題に配慮していること
D	2	安全重点施策の計画的な実施
C	3	定期的な安全重点施策の進捗・達成状況の把握
A	4	以下の事項の確認 ・内部監査の結果に留意 ・マネジメントレビューの機会等の活用 ・少なくとも1年毎の見直しの実施

評価コメント

安全重点施策については、以下の取組を実施していることが確認できました。

- ① 安全重点施策（2020年度）は以下のとおり
 - ・ 一部社員の「脳ドック」受診（高速バス運転士に実施）
 - ・ 「株式会社クレフィール湖東 交通安全研修所」及び「自動車安全運転センター 安全運転中央研修所」に優秀な運転士を選抜し派遣を実施
 なお、2021年度も継続予定であることを確認できました。
- ② 重大事故やアルコール検知など重要なものはゼロを基本とするが、それ以外の事故は前年を下回る目標を設定
- ③ 安全重点施策の進捗状況は、クラウドソフトで「見える化」し、適宜、議論を実施
- ④ 社員の輸送の安全性の向上に対する熱意・モチベーションの維持・向上に向けて、社員への還元（給与、安全投資等）に取り組むことが経営トップの役割と認識

今後とも、上記取組を推進し、安全重点施策を達成すべく、取組計画に従い輸送の安全に関する取組を着実に実施することにより、さらなる安全性の向上に努められるとともに、今後は、自社におけるリスクに対して安全重点施策が有効に機能するような検討をすすめることを期待します。

例えば貴社においては乗務員の高齢化がリスクの一つとして考えられますので、高速バス運転士のみを実施している「脳ドック」について、特に高齢の路線バスの運転士への実施の拡充を図ることにより健康起因事故の防止を充実できると考え

ます。

(4) 安全統括管理者の責務

主な評価のポイント

- | | |
|---|---|
| 1 | 安全管理体制に必要な手順及び方法の確立、実施、維持、改善の実施 |
| 2 | 安全管理体制の実施状況、課題等の把握とそれら情報の経営トップへの報告・意見上申 |
| 3 | 関係法令等の遵守及び安全最優先の原則等の社内への周知徹底 |

評価コメント

安全統括管理者は、経営トップが2014年8月1日に選任されており、これは会社の不祥事が続く中、最終的な責任者は経営トップであるとの認識から兼務していることが確認できました。

今後は、コロナ禍等の厳しい経営環境の中、経営改善に向け経営トップの負担増加が想定されること、及び経営トップの意見に加え、他の意見なども検討材料とすることが安全管理体制の更なる充実・強化に有効と考えられることから、新たに安全統括管理者を選任することについて検討を始めることを期待します。

(5) 要員の責任と権限

主な評価のポイント

- | | |
|---|---|
| 1 | 安全管理体制の構築・改善に必要な要員の責任・権限の明確化（社内規程への明記等） |
| 2 | 安全管理体制の構築・改善に必要な要員の責任・権限の社内周知 |

評価コメント

要員の責任と権限については、安全管理規程に明記し、組織図等にて社内に周知していることが確認できました。

なお、経営トップは安全統括管理者以外にもバス事業統括本部長も兼務していることから、今後は、社員の育成状況を見極めながら、安全管理体制の構築・改善に必要な要員の責任・権限について、事業規模等に見合った要員の配置及び責任・権限の付与が行われることを期待します。

(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保

主な評価のポイント

- | | |
|----|---|
| 1 | 経営管理部門から現場への情報伝達の仕組みの構築・運用 |
| 2 | 現場の顕在的課題・潜在的課題等が現場から経営管理部門に報告・上申される仕組みの構築・運用 |
| 3 | 輸送の安全の確保に必要な情報の社内における縦断的・横断的な共有 |
| 4 | 経営管理部門自身または現業実施部門の管理者を通じた以下の事項の把握
・方針、目標、取組計画等の考え方についての的確な現場への周知
・現場の課題等の把握 |
| 5 | 情報伝達及びコミュニケーションにおいて明らかになった課題等に係る必要な措置の検討・実施 |
| 6 | 5で実施した措置の効果の検証・見直しの仕組みの構築・運用 |
| 7 | 委託先事業者との間における輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションの実現 |
| 8 | 関係法令等に従った輸送の安全に関する情報の公表 |
| 9 | 必要に応じた旅客、荷主等の利用者に対する安全啓発活動の実施、及び収集した旅客、荷主等の意見、要望の事故の未然防止への活用 |
| 10 | 必要に応じ、輸送の安全確保に関する情報のデータベース化とアクセス手段の確保 |
| 11 | 必要に応じ、目安箱等のヘルプラインの設置 |

評価コメント

輸送の安全に関する情報伝達及びコミュニケーションの確保については、以下の取組を実施していることが確認できました。

- ① 本社（経営管理部門）と現場の間の情報伝達・コミュニケーション（トップダウン、ボトムアップ、現場要員からの意見・要望等の収集方法など）の確保については、毎月一回開催している安全衛生委員会（社員代表が意見集約している）が機能
- ② Microsoft365 ツール、Salesforce などクラウドソフトを使うなど、場所や階層にとらわれない、フラットな情報伝達及び共有コミュニケーションを実施
- ③ 業務の委託は基本的に無く、車両の整備も自社（認証工場）で実施
- ④ 経営トップが日頃からバスに乗務することで、社員との必要なコミュニケーションを強化
- ⑤ 株主である岩国市と定期的な会議を実施しており、必要に応じ情報提供を行うなど情報を共有

上記、経営管理層自らが社員とのコミュニケーションに努めることによる社内の安全意識の醸成や課題を把握することで社員のモチベーションの向上を図るなど、社外を含め縦断的・横断的な情報伝達及びコミュニケーションの確保が行われていることから評価します。

今後とも、社内外の情報伝達及びコミュニケーションの充実に取り組まれるとともに、風通しの良いコミュニケーションを確保し、適宜、適切に情報を共有されることを期待します。

(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用

主な評価のポイント

1	事故、ヒヤリ・ハット情報等（事故情報等）の定義及び収集手順の明確化
2	事故情報等の収集
3	重要な事故情報等の経営トップまでの適時適切な報告
4	収集した事故情報等の分類・整理
5	4の結果を踏まえ、根本的な原因の分析を行う必要のある事象の抽出と当該事象に対する多角的な原因の分析
6	4又は5の結果を踏まえ、対策を立てるべき原因の絞り込み
7	6の結果を踏まえ、事故等の再発防止・未然防止のための対策の検討・実施
8	7で実施した対策の効果の把握、必要に応じ、当該対策の見直し
9	上記4～8の手順の運用の確立後において、4で分類・整理した情報等を踏まえた日常業務に潜在する輸送の安全に関する危険の洗い出し及び当該危険が事故につながる可能性または事故につながった場合の影響の大きさ等の評価（対策を立てるべき当該危険の選定）
10	必要に応じ、9で選定した当該危険に対する事故の未然防止対策の検討・実施と当該対策の効果の把握、必要に応じ、当該対策の見直し
11	必要に応じた親会社、グループ会社、協力会社、又は民間の専門機関等の活用による、1～10の取組の円滑かつ有効な実施に向けた業務環境整備
12	報告することの重要性についての周知、浸透の促進及び報告者の自発的な報告がなされるための配慮
13	他社・他モードの事故等の事例の活用

評価コメント

事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用については、以下の取組を実施していることが確認できました。

【事故情報】

- ① 事故が発生した場合は事故報告体制に基づき対応

② 再発防止対策の検討手順は以下のとおり

- ・ 事故報告書に事故惹起した乗務員が再発防止策を記載
- ・ 写真やドライブレコーダー等現物に関する資料と併せて運行管理部へ提出
- ・ 運行管理部長が内容を確認
- ・ 再発防止策対策が不足していると判断した場合には、必要な修正を加えたうえで当該乗務員に対し指導を実施

③ 安全を脅かす重大な事案については当該乗務員の了解を得たうえでドライブレコーダーの映像等を横展開するとともに、必要に応じて訓練（後退時や車両サイズの訓練等）を実施。車両の構造が事故原因であれば整備士が対応しているが、新たに設備投資が必要であれば、経営陣も加えて議論

④ 健康管理に着目した事故防止対策として、高速バス運転士に対して脳ドックを実施

今後とも、上記取組を継続するとともに、取組の効果を把握する仕組みを構築し、適切に見直し・改善を図ることにより、再発防止のスパイラルアップを図ることを期待します。

【ヒヤリ・ハット情報】

ヒヤリ・ハット情報の収集・活用については、以下の取組を実施。

- ① ヒヤリ・ハット情報を提出した乗務員には評価のポイントを加点する旨を周知し、積極的な提出を促している
- ② 提出件数は、月平均5件程度
- ③ 収集したヒヤリ・ハット情報は社内に掲示して注意を促すとともに、ドライブレコーダーの映像も適宜社内のモニターで再生
- ④ 系統だった整理には至っていないが、ヒヤリ・ハット情報に基づいた改善を必要に応じて実施（事例：ヒヤリ・ハット情報で寄せられた、停車したバス車両の目前での道路横断に対して、注意喚起の車内放送（主に旅客向け）を実施）

今後とも、事故の再発防止に向けた取り組みを継続するとともに、例えば以下の取組も参考にし、ヒヤリ・ハット情報の収集について活性化を図ることにより、収集された情報の分類・整理、傾向把握、原因分析及び対策の検討・実施、さらには事故の未然防止に繋げられることを期待します。

- ① 報告することの重要性等を継続的に、かつ十分に説明
- ② 運転士等の負担を考慮した、提出しやすい環境の整備（例えば、運行管理者等が聞き取りした内容を記録、メール等を活用した報告、デジタルタコグラフの活用等）
- ③ マンネリ化を防止するため、強化月間等の時期、重点項目やテーマ等を絞った、ヒヤリ・ハット情報収集キャンペーンの実施
- ④ 外部要因（相手に起因するヒヤリ・ハットさせられた）のみならず、運転士自身のミスや安全上の気付き、提案などの情報も幅広く収集

⑤ 収集、分類・整理等が行い易い報告様式の工夫

【リスク管理に関する取組について】

- ① 事故、ヒヤリ・ハット情報の活用を含むリスク管理に関する取組について、事故情報は**Sales force**で記録し、そのデータ管理方法は検討中
- ② 事故、ヒヤリ・ハット情報の分析、再発防止及び未然防止策の検討を行うリスク管理要員については、バス事業統括本部（2～3名）及び運行管理部の運行管理者（8名）が担当
- ③ 事故分析と再発防止策及び未然防止策を検討するリスク管理要員の力量を向上させるために外部セミナーに参加

事故の再発防止及びヒヤリ・ハット情報を活用した事故の未然防止の取組の検討・実施は、リスク管理要員の力量に負うところが大きいため、例えば、国土交通省または外部機関が主催するリスク管理セミナー等も活用するなどし、今後とも、計画的かつ継続的に知見・力量を付与・向上するための取組を実施されることを期待します。

(8) 重大な事故等への対応

主な評価のポイント

P	1	重大な事故、自然災害、テロ等の発生に備え、責任者を定め、事故等の応急措置・復旧措置の実施、事故原因・被害の調査分析等に係る責任・権限等の必要事項を明示した対応手順の作成と社内周知
D	2	必要に応じ、適切な想定シナリオのもと、訓練を実施
C	3	訓練の効果、責任・権限等の妥当性を検証
A	4	必要に応じ、手順・体制等の見直しと今後の訓練計画への反映
5		重大な事故、自然災害、テロ等の速報体制の整備
6		重大な事故、自然災害、テロ等発生時の事故内容、原因、再発防止策等の社内周知及び対応

評価コメント

重大な事故等への対応については、以下の取組を実施していることが確認できました。

- ① 重大事故については、「緊急事態連絡体制（事故処理マニュアル）」に従って対応
- ② 山口県警察が実施したバスジャック対応訓練に参加（2016年防長交通株式会社周南営業所及び2020年宇部市交通局本局にて開催）

今後とも、重大な事故等への訓練を継続的に実施し、明確となった課題に対して必要な見直し・改善を図るとともに、その対応体制のさらなる充実を図られることを期待します。

(9) 関係法令等の遵守の確保

主な評価のポイント

1	輸送の安全を確保するための関係法令等の遵守、社内への周知徹底に向けた取組の実施
2	安全統括管理者等による各部門や各要員の関係法令等の遵守状況の定期的確認

評価コメント

関係法令等の遵守の確保については、運転士の超過勤務につながる運転者不足の解消のために、未経験者採用と養成、柔軟な勤務形態の導入により、超過勤務削減に取り組んでいることが確認できました。

今後とも、自社ルールを含めた関係法令等の遵守の確保に係る取組を実施され、運転士の勤務時間を適時・的確に把握されるとともに、経営管理部門においては、関係法令等の遵守を阻害する要因を適切に把握・管理し、その結果に応じて取組の見直し・改善を講じるなどにより、安全管理体制のさらなる向上が図られることを期待します。

【飲酒対策】

飲酒・酒気帯び運転の防止について、始業点呼及び終業点呼時にアルコール検知器により確認していることが確認できました。

また、アルコールチェックで反応があった運転士に対しては、当日は乗務を停止し、経営トップ等他の運転士を確保して対応していることが確認できました。

今後とも、上記取組みを継続し、関係法令等の遵守の確保と定期的な遵守状況の確認に努められるよう期待します。

(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

主な評価のポイント

安全管理要員	P	1	経営トップ、安全統括管理者、経営管理部門の安全管理に従事する要員に対する安全マネジメントの趣旨等の理解を深めるための教育・訓練の計画（責任者、プログラム、日程等）
	D	2	教育・訓練の実施
	C	3	教育・訓練の有効性、効果の把握
	A	4	必要に応じ、教育・訓練の見直し
技能要員	P	5	要員の必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修の計画（必要な能力、技能の特定と研修等プログラム、日程等）
	D	6	教育・訓練等の計画的な実施
		7	現業実施部門の管理者に対する教育・訓練等の計画的な実施
	C	8	教育・訓練等の有効性、効果の把握
	A	9	必要に応じ、教育・訓練等の見直し

10 「事故」体験の共有のための取組

評価コメント

安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等については、以下の取組を実施していることが確認できました。

【安全管理要員】

- ① 認定機関による運輸安全マネジメントセミナーについては、前回以降参加を推奨し、特にインセンティブ（監査免除）があることから管理者の参加を促進
運輸安全マネジメントセミナー受講

令和元年度・・・0名

令和2年度・・・2名

【技能要員】

- ① 運転士の技量向上だけではなく、モチベーション向上を企図して、クレフィール湖東交通安全研修所（または茨城県の自動車安全運転センター 中央研修所）へ、勤務成績の優秀な運転士を毎年選抜して派遣
研修後のレポートは他の運転士も確認できるよう社内に掲示し、研修内容の共有を図っている。
クレフィール湖東交通安全研修所（旅客自動車ドライバー・安全運転研修）
令和元年度・・・2名
令和2年度・・・1名
- ② 年間教育計画は下記のとおり
 - (1) 社員教育・個別面談の実施
 - ・教育内容は「中国バス協会統一の月間努力目標」に準じる（4月：思いやり運転の徹底、5月：かもしれない運転の徹底 等）
 - ・短時間でも月1回は行う
 - (2) 危険予知 DVD 教材を用いた教育
 - ・定期的に実施する
 - (3) ドライブレコーダーを用いた教育
 - ・情報共有による再発防止を意図する
- ③ 安全運転則を設定し、季節や運転状況に応じた安全運転の実践を促進
安全運転則は以下のとおり
 - ・降雨期安全運転 6 則
 - ・夏季安全運転 6 則
 - ・行楽期安全運転 6 則
 - ・冬季（積雪・凍結）安全運転 6 則
 - ・高速道路安全運転 6 則
 - ・路線バス車内事故防止 6 則
 - ・貸切バス車内事故防止 3 則
 - ・バス乗務員安全運転 6 則
 - ・大地震発生時の措置 6 則
 - ・バスジャック・テロ時の措置 6 則

また、上記クレフィール湖東交通安全研修所（旅客自動車ドライバー・安全運転研修）での研修については、運転技量の更なる向上を目的として参加を計画

(P)、特に勤務成績の優秀な運転士を毎年選抜して派遣 (D)、参加者は研修後にレポートを作成し社内で研修内容等を共有するとともに、過去に研修へ参加した運転士との研修内容の更なる深掘りを行う会話が交わされる等、社内において相乗効果を確認 (C)、今後の運転士のモチベーション及び運転技術の更なる向上に繋げるため継続的な参加を決定 (A) 等の一連の取組が確認できました。

上記、技能要員の教育・訓練として、クレフィール湖東交通安全研修所への参加については、PDCAサイクルを活用した取組であり、評価します。

今後とも、教育・訓練を継続的に実施されるとともに、その結果を次年度の計画や次回の教育・訓練内容に反映させるなどして、さらなる教育・訓練の充実・強化に努められるよう期待します。

(11) 内部監査

主な評価のポイント

P	1	内部監査の手順の文書化
	2	内部監査の計画（頻度：少なくとも1年毎、重大な事故等発生時は適宜）
	3	必要に応じ、経営トップ等による内部監査の重要性の周知徹底等の支援
D	4	内部監査体制の整備（内部監査の客観性の保持、必要に応じた親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等の活用）
	5	内部監査の実施
	6	他部署への展開が望ましいと考えられる優良取組事例の積極的な収集・活用及び是正措置・予防措置の提案等が内部監査の重要な要素の一つであることについての、内部監査要員の理解の促進の実施
	7	内部監査のフォローアップ
C	8	内部監査の取組状況や要員の力量の定期的把握・検証
A	9	内部監査の手順、体制等の見直し
内部監査要員	P 10	要員に必要な教育・訓練の計画（責任者、プログラム、日程等）
	D 11	教育・訓練の実施
	C 12	教育・訓練の有効性、効果の把握
	A 13	必要に応じ、教育・訓練の見直し

評価コメント

【内部監査】

安全管理体制に係る内部監査については、以下の取組を実施していることが確認できました。

- ① 日本バス協会作成の「安全マネジメントに取り組みましょう」を参考とし、「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用
- ② 内部監査実施により是正が必要と思われる点については改善

貴社における内部監査は、使用しているチェックリスト（日本バス協会作成「安全マネジメントに取り組みましょう」が基本）が、安全管理体制の構築状況、有効性を確認することを主としており、安全管理体制の現状、意図を確認する過程で経営トップ、安全統括管理者の考え等も確認していることが確認できました。

内部監査は、経営トップの安全意識、取組姿勢が社員に与える影響の度合いやその経営方針から生じる安全上のリスクを見出し、その課題認識と対応状況を聞き出すなど、自社の安全管理体制上の脆弱性や課題等に対する対策が有効に機能しているかを確認するための取組となります。

今後とも、上記取組継続し、内部監査の経験を重なることを通じて、内部監査の充実を図ることを期待します。

【内部監査要員】

内部監査要員に対する教育については、以下の取組を実施していることが確認できました。

- ① 内部監査員は、バス事業統括本部所属の社員 1 名が担当し、必要に応じ、各社員が補佐
- ② 内部監査要員の力量向上のために、内部監査担当者は運輸安全マネジメントセミナーを受講

内部監査は、内部監査要員の力量に大きく依存することになり、貴社の場合、令和 2 年に担当となった社員が、セミナー等の教育を受け、経営トップ、社員等の支援を受けつつ内部監査を実施していることが確認できました。

今後は、内部監査要員が例えば内部監査の実施経験、外部セミナー等を通じて力量の更なる向上を図り、内部監査の充実、有効性の向上につなげることを期待します。

また、内部監査においては、安全管理体制の構築状況（有効性の視点）に加えて、決められた規定、マニュアル等に違わず実施しているかの視点（適合性の視点）からも実施することが望まれます。今後、内部監査要員の力量の向上に合わせて、適合性の視点からの内部監査についても充実を図ることを期待します。この場合、適合性の視点に基づいた内部監査においては、実際の業務・作業に関する知識も必要となるため、内部監査要員に対する、各部門の社員等による支援も有効と考えます。

内部監査手法に関する力量を向上する方法として、セミナー等を受講することに加え、実際の内部監査を体験することも有効と考えますので、例えば外部機関による内部監査の実施等も検討材料としてください。

(12) マネジメントレビューと継続的改善

主な評価のポイント

マネジメントレビュー	P	1	マネジメントレビューの計画（頻度：少なくとも 1 年毎、重大な事故等発生時は適宜）
		2	マネジメントレビューの実施体制、方法の確立
	D	3	マネジメントレビューの実施（安全管理体制の実施状況の確認、改善の必要性和実施時期、必要な資源等の検討）
		4	実施体制、各種手法等の検証結果、改善の指示
	A	5	指示への対応、各種手法等の改善状況
継続的改善	P	6	継続的改善の手順の文書化
		7	継続的改善の実施体制、方法の確立
	D	8	継続的改善の実施
		9	実施体制、方法の効果の把握
	A	10	必要に応じ、実施体制、方法の見直し

評価コメント

【マネジメントレビュー】

マネジメントレビューについては、以下の取組を実施していることが確認できました。

① マネジメントレビューは年 1 回取締役会（第 3 四半期）で実施

また、安全重点施策の達成状況等、取締役会で報告すべき事項の振り返りはされているものの、事故防止対策の効果把握する仕組みの構築及び見直し・改善、教育・訓練等の効果を把握し次年度の見直しに反映させる仕組み等においては、1 年間取り組んできた内容を総括し、見直し・改善の検討に活用するには至っていない取組もあることが確認されました

マネジメントレビューは 1 年間の安全に関する取組を総括するとともに、自社の安全管理体制の課題や改善点への対応を検討し、次年度の取組や安全投資等に反映させる重要な取組です。

今後は、1 年間の安全に対する取組の結果について必要なインプット情報を整理する際に、経営トップを含む関係者で確認・検討・総括するとともに、改善が必要と認識された事項については次年度の取組計画へ適切に反映させることにより、安全管理体制の更なる向上に努められることについてご検討ください。

【継続的改善】

日々顕在化した安全に関する課題等については、現場巡視時に把握した作業環境に課題がある事業所への空調設備の導入を図るなど、必要な改善措置を講じていることが確認できました。

今後とも、上記取組を継続的に実施し、安全管理体制の見直しと継続的な改善に努められ、安全管理体制の向上を図られることを期待します。

(13) 文書の作成及び管理

主な評価のポイント

1	以下の文書の作成 ・文書管理手順 ・記録管理手順 ・事故情報等管理手順 ・重大事故等対応手順 ・内部監査手順 ・是正及び予防に関する手順
2	関係法令等により作成を義務付けられている文書の有無とその管理
3	事業者が安全管理体制に関し必要と判断したその他の文書の有無とその管理
4	文書管理手順に基づく文書の作成と管理

評価コメント

以下の文書を確認しました。

就業規則

安全衛生委員会規程

安全管理規程

運転士服務規程

事故防止委員会運営規則

酒気帯び運転防止対策規程

貸切バス乗務員マニュアル 短時間正社員就業規則		等
(14) 記録の作成及び維持		
主な評価のポイント		
1	以下の記録の作成 ・安全統括管理者から経営トップへの報告記録 ・事故情報等の収集・活用の記録 ・必要な教育・訓練に関する記録 ・内部監査の実施に関する記録 ・マネジメントレビューに関する記録 ・是正及び予防に関する記録	
2	関係法令等により作成を義務付けられている記録の有無とその維持	
3	事業者が安全管理体制に関し必要と判断したその他の記録の有無とその維持	
4	記録管理手順に基づく記録の作成と維持	
評価コメント		
以下の記録を確認しました。 安全衛生委員会議事録 運転士教育記録 運転士教育記録毎月実施記録		等

(令和3年3月29日 改訂第7版)